

邑楽町教育委員会会議録	
開会年月日時刻	令和2年3月25日(水)午後3時00分
閉会年月日時刻	令和2年3月25日(水)午後4時34分
開会の場所	邑楽町役場2階201会議室
議案事項	<p>議案第2号 令和2年度邑楽町教育行政方針について</p> <p>議案第3号 邑楽町立学校給食センター設置及び管理等に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>議案第4号 邑楽町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則について</p> <p>議案第5号 邑楽町立学校の教育職員の勤務時間の上限に関するガイドラインについて</p> <p>議案第6号 邑楽町教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>議案第7号 邑楽町人権教育推進協議会規程の一部を改正する規程について</p> <p>議案第8号 令和元年度末事務局等職員人事について</p> <p>議案第9号 邑楽町スポーツ推進委員の委嘱について</p>
その他	<p>1) 令和元年度末教職員、事務局等職員人事について</p> <p>2) 邑楽町青少年育成推進員設置要綱について</p> <p>3) 令和2年4月行事予定について</p> <p>4) 次回教育委員会について</p> <p>5) その他</p>
出席者	<p>教 育 長            藤江 利久</p> <p>委        員            黒澤 幸男</p> <p>委        員            岡田 真幸</p> <p>委        員            谷津 洋子</p> <p>委        員            中村 郷志</p>
説明員	<p>学校教育課長        中繁 正浩</p> <p>生涯学習課長        半田 康幸</p> <p>教育委員会書記     高橋 克徳</p>

会議録

議長（藤江）

ただ今より、3月定例教育委員会を開会いたします。  
それでは今回の議事録署名人を決定いたします。  
黒澤委員、谷津委員にお願いします。  
続きまして、教育長事務報告をさせていただきます。

前回の教育委員会から今回の教育委員会まで、行事予定表を基に主なものを説明させていただきます。25日は午後に教職員組合の役員訪問がありました。教職員人事対応や働く環境改善に向けての要望などがあり意見交換をしました。26日は管内校長会、午後から給食センター物資購入部会がありました。3月3日は第1回定例議会の初日で谷津委員さんの再任が認められました。補正予算についても滞りなく承認されました。群馬県内に新型コロナウイルスの感染者が出たため、8日と15日に対策会議が開かれました。13日は邑楽中学校、邑楽南中学校の卒業式が執り行われました。縮小した形ではありましたが、思い出に残る立派な卒業式でした。17日は夕方に臨時的任用職員面接があり、夜には公民館運営審議会も行われ、令和2年度の計画などが提案されました。19日は県費教職員の内示がありました。21日は文化財保護調査委員会が行われ、今年度の事業報告と来年度の事業計画を検討しました。23日は入学式等における新型コロナウイルス対策のための臨時校長会が行われました。24日は各小学校の卒業式が執り行われました。生涯学習課関係では、新型コロナウイルス感染症対策のため、イベントが中止となり、3月いっぱいすべての社会教育施設の利用ができなくなりました。

議長（藤江）

何かご質問・ご意見等ありますか。ないようですので、次に議事に入ります。最初にお諮りしますが、議案第8号令和元年度末事務局等職員人事については人事案件のため、議案第9号邑楽町スポーツ推進委員の委嘱については委員委嘱等案件のため、その他の1)令和元年度末教職員、事務局等職員人事については人事案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び第8項の規定により、非公開といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕

会議録

<p>議長（藤江）</p>	<p>異議なしと認めます。これらにつきましては非公開とし、公開案件審議終了後に協議します。</p> <p>それでは、議案第 2 号令和 2 年度邑楽町教育行政方針について、中繁学校教育課長・半田生涯学習課長より説明をお願いします。</p>
<p>学校教育課長（中繁）</p>	<p>令和 2 年度の邑楽町教育行政方針については、別冊となっております。前回 2 月の教育委員会で案をお示した後に修正した部分がございます。P. 9 (4) の一つ目の◎の中に「安心して食べられる安心でおいしい学校給食」とありました。この二つ目の「安心」を「安全」に訂正しました。P. 10 (5) 中に「校務支援システムの有効活用」という一行がありましたが、こちらを削除し、P. 6 (1) の最後に「校務支援システムの活用などによる教職員の多忙化解消に向けた具体的な取り組みの実施」を新たに追加しました。学校教育課では以上の 2 箇所を修正いたしました。</p>
<p>生涯学習課長（半田）</p>	<p>生涯学習課については、変更はありません。</p>
<p>議長（藤江）</p>	<p>何かご質問・ご意見等ありますか。ないようですので、議案第 2 号令和 2 年度邑楽町教育行政方針について、ご承認いただけますでしょうか。</p> <p>（賛同の声あり）</p>
<p>議長（藤江）</p>	<p>議案第 2 号令和 2 年度邑楽町教育行政方針についてを提案どおりに決定します。</p> <p>次に議案第 3 号邑楽町立学校給食センター設置及び管理等に関する規則の一部を改正する規則について、中繁学校教育課長説明をお願いします。</p>
<p>学校教育課長（中繁）</p>	<p>今回の改正は、給食費の日割り計算を明確にするため、また、運営委員会設置についての条文を整理するため、規則の一部を改めるものです。5 条では、どのような場合に給食費を日割り計算するのかについて定めています。これまでは「給食を受けない日が引き続き 10 日を超えた場合」となっていました。そのため、給食の停止を申し出て食材のキャンセルができて 10 日を越えなければ給食費は月額のままという状態でした。逆に、11 日以上給食を受けていなければ、食材のキャンセルをしてなく</p>

会議録

でも、給食費を日割り計算しなければならないということでした。この部分を改めるため、まずは、保護者から給食の停止を申し出ていただくことにいたしました。その上で、給食の食材発注をキャンセルし、食材を停止した分の給食費については、保護者の方に負担していただかないよう給食費を日割り計算にするというものです。食材のキャンセルに必要な日数を給食センター長に確認したところ、食材キャンセルを連絡してから停止まで5日間かかるということでしたので、給食の停止を申し出てからの5日間については、例えば給食の提供を受けていなくても、給食費を負担していただく内容となっております。第6条では、給食費の返戻の手続きについて定めています。これまでは、学校長等が町に請求することになっていましたが、給食費を収めた保護者が、出席状況を把握している学校を経由して町に請求するという内容に変更するものです。第8条以降は、学校給食センター運営委員会の会議について定めるものです。邑楽町の附属機関については、別途「邑楽町附属機関の設置等に関する条例」が先の議会3月定例会で可決され4月1日に施行されることになりました。学校給食センター運営委員会は町の附属機関としてこの条例で位置付けられることから、この給食センターの管理規則では、運営委員会の設置については省略し、会議の内容について整理するものでございます。最後に附則として、この規則は令和2年4月1日からの施行としております。

議長（藤江） 何かご質問・ご意見等ありますか。

教育委員（黒澤） 制度が変わったことの周知はしますよね。

学校教育課長（中繁） 全員に周知できるよう学校経由で通知を出します。

議長（藤江） ほかにありますか。ないようですので、議案第3号邑楽町立学校給食センター設置及び管理等に関する規則の一部を改正する規則について、ご承認いただけますでしょうか。

（賛同の声あり）

会議録

議長（藤江）	<p>議案第 3 号 邑楽町立学校給食センター設置及び管理等に関する規則の一部を改正する規則についてを提案どおりに決定します。</p> <p>次に議案第 4 号 邑楽町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則について、中繁学校教育課長説明をお願いします。</p>
学校教育課長（中繁）	<p>文部科学省からの通知により、教育委員会に対して、所管する公立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針等の策定が求められていることから、本規則を策定するものでございます。内容ですが、第 1 条は、邑楽町立学校に勤務する教育職員の勤務時間とそれ以外の時間の業務量の適切な管理、健康と福祉の確保のために必要な事項を定めるという趣旨を定めるものでございます。第 2 条は、1 日の在校時間のうち所定の勤務時間以外の時間について上限を定めるものでございます。1 箇月の上限で 45 時間、単純に 12 倍すると 540 時間となるところですが、年間の上限は 360 時間とするものでございます。第 3 条は、その他必要な事項については教育委員会が別に定めるというものでございます。附則として、この規則は、令和 2 年 4 月 1 日からの施行としております。</p>
議長（藤江）	<p>何かご質問・ご意見等ありますか。</p>
教育委員（中村）	<p>月 45 時間で収まるのか心配ですね。</p>
学校教育課長（中繁）	<p>突発的なものがある場合は、月 100 時間未満、年間 720 時間まで認めています。</p>
教育委員（岡田）	<p>教職員の残業代は、わずか 4% の教職調整額が支払われるだけです。</p>
学校教育課長（中繁）	<p>管理するのは教育委員会になっているので、上限を超えるなどした場合は、教育委員会が学校に指導することになります。</p>
教育委員（岡田）	<p>業務量を減らすことも必要ですね。</p>
議長（藤江）	<p>ほかにありますか。ないようですので、議案第 4 号 邑楽町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則について、ご承認いただけますでしょうか。</p>

会議録

	<p>(賛同の声あり)</p>
<p>議長 (藤江)</p>	<p>議案第 4 号 邑楽町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則についてを提案どおりに決定します。 次に議案第 5 号 邑楽町立学校の教育職員の勤務時間の上限に関するガイドラインについて、中繁学校教育課長説明をお願いします。</p>
<p>学校教育課長 (中繁)</p>	<p>このガイドラインは、先ほどご決定いただきました邑楽町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の第 3 条「その他必要な事項については教育委員会が別に定める」に基づき定めるものでございます。こちらの内容は、1 月の教育委員会で配布させていただいた案を修正したものでございます。第 1 の「趣旨」では、根拠となる部分を追加してございます。第 2 の「本ガイドラインの対象者」では、第 1 の「趣旨」のところでは法令の名称が出てきたことから、当該法令名称を省略して表記いたしました。第 3 の「勤務時間等の記録」では、勤務時間から除くべき時間として、自己研鑽等の時間などについて、「当該教員等が申告した時間」としました。また、勤務時間の記録の保存方法を追加しました。第 4 の「業務量の適切な管理と時間外在校等時間の上限」では、規則の内容と重複する部分を削除するとともに、表記の仕方を変更してございます。第 5 の「実効性の確保」では、第 4 の内容を変更したことから、表現を訂正してございます。第 6 の「留意事項」では、いくつかの表現を訂正いたしました。最後に附則として、令和 2 年 4 月 1 日からの施行としております。</p>
<p>議長 (藤江)</p>	<p>何かご質問・ご意見等ありますか。</p>
<p>教育委員 (黒澤) 学校教育課長 (中繁)</p>	<p>自己研鑽としての勉強時間は、勤務時間を含めないということですか。 勤務時間から除くということになります。具体的に表記されている内容では「所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間及び休憩時間等、勤務時間から除くべき時間として、当該職員等が申告した時間」となっております。</p>

会議録

教育委員（黒澤）	明日などの授業の準備として資料作りなどする場合はどうですか。
学校教育課長（中繁）	勤務時間に入ります。
議長（藤江）	ほかにありますか。ないようですので、議案第 5 号 邑楽町立学校の教育職員の勤務時間の上限に関するガイドラインについて、ご承認いただけますでしょうか。  (賛同の声あり)
議長（藤江）	議案第 5 号 邑楽町立学校の教育職員の勤務時間の上限に関するガイドラインについてを提案どおりに決定します。 次に議案第 6 号 邑楽町教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則について、半田生涯学習課長説明をお願いします。
生涯学習課長（半田）	町誌増補版（仮称）の編纂に向けた準備作業を来年度から進めたく、事務局体制の強化を図るための規則改正です。第 2 条において、現行は生涯学習係とスポーツ推進係の 2 係になっているところに「文化財係」を設け 3 係体制といたします。それに伴い、第 4 条における各係の事務分掌を見直しております。
議長（藤江）	何かご質問・ご意見等ありますか。ないようですので、議案第 6 号 邑楽町教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則について、ご承認いただけますでしょうか。  (賛同の声あり)
議長（藤江）	議案第 6 号 邑楽町教育委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則についてを提案どおりに決定します。 次に議案第 7 号 邑楽町人権教育推進協議会規程の一部を改正する規程について、半田生涯学習課長説明をお願いします。
生涯学習課長（半田）	邑楽町人権教育推進協議会委員については、これまで特別職のその他の委員として月額 7,600 円の報酬を支払っておりましたが、地方公務員法

会議録

	<p>の改正により、特別職の区分が厳格化され、特別職から外れることとなりました。つきましては、今回、規程を改正し日額 6,000 円の報償をお支払いするという内容になっております。また、文言の整理も行っております。附則として、施行日につきましては、令和 2 年 4 月 1 日となっております。</p>
<p>議長（藤江）</p>	<p>何かご質問・ご意見等ありますか。ないようですので、議案第 7 号 邑楽町人権教育推進協議会規程の一部を改正する規程について、ご承認いただけますでしょうか。</p> <p>（賛同の声あり）</p>
<p>議長（藤江）</p>	<p>議案第 7 号 邑楽町人権教育推進協議会規程の一部を改正する規程についてを提案どおりに決定します。</p> <p>次に、その他 2) 邑楽町青少年育成推進員設置要綱について、半田生涯学習課長説明をお願いします。</p>
<p>生涯学習課長（半田）</p>	<p>邑楽町青少年育成推進員につきましても、先ほどの邑楽町人権教育推進協議会委員と同じく、これまでは特別職のその他の委員ということで報酬をお支払いしていましたが、今回、特別職から外れるために、独自の設置要綱を策定し、その中で年額 18,000 円の報償を規定するものでございます。なお、邑楽町青少年育成推進員につきましては、町長からの委嘱ですので、この要綱は町長部局となり、本日の教育委員会では内容の報告のみとなります。</p>
<p>議長（藤江）</p>	<p>何かご質問・ご意見等ありますか。ないようですので、邑楽町青少年育成推進員設置要綱についてはご承知おきください。</p> <p>次に、その他の 3) 令和 2 年度 4 月行事予定について、中繁学校教育課長・半田生涯学習課長説明をお願いします。</p>
<p>学校教育課長（中繁）</p>	<p>学校教育課の 4 月の主な予定行事を読みあげる。</p>
<p>生涯学習課長（半田）</p>	<p>生涯学習課の 4 月の主な予定行事を読みあげる。</p>



会議録

議長（藤江） 何かご質問・ご意見等ありますか。ないようですので、その他の4) 次回の教育委員会についてですが、4月28日（火）午前9時30分からでお願いしたいのですが、どうでしょうか。

（賛同の声あり）

議長（藤江） それでは次回の教育委員会は4月28日（火）午前9時30分から行うことに決定しました。次にその他の6) その他で何かあればお願いします。ないようですので、以上で公開案件は終わりにします。

次に非公開案件に入ります。議案第8号令和元年度末事務局等職員人事についてを議題とします。

以下非公開

議長（藤江） 議案第8号令和元年度末事務局等職員人事について、提案どおりに決定いたします。

次に議案第9号邑楽町スポーツ推進委員の委嘱についてを議題とします。

以下非公開

議長（藤江） 議案第9号邑楽町スポーツ推進委員の委嘱について、提案どおりに決定いたします。

次に、その他1) 令和元年度末教職員、事務局等職員人事についてを議題とします。

以下非公開

以上で3月の教育委員会を閉会します。